**雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）**

**短期雇用特例被保険者の場合**



［例示説明］

　　短期雇用特例被保険者が退職した場合。（資格取得日R△.5.10）

［記入留意事項］

　　⑨欄　一般被保険者の場合と異なり、暦月による賃金支払基礎日数を記入してください。

［参考］

　　日給者　日額11,000円

　　特例一時金の受給資格要件は、離職の日以前１年間に賃金支払の基礎になった日数が11日以上ある月が６か月以上あることとなっています。